

平成14年度  
財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成14年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成15年6月16日

東京都監査委員 野田和男

同 桜井良之助

同 横山 樹

同 藤原房子

- 1 . 計数については、原則として表示単位未満を切り捨てて表示してあるため合計等と一致しない場合がある。
- 2 . 増減率及び構成比は、原則として各表内計数により計算している。

## 目 次

(公) 公の施設の管理を受託している団体

第 1	財政援助団体等監査	1
第 2	監査の観点	2
第 3	監査結果の概要	3
第 4	補助金等交付団体別監査結果	
(1)	東京都消費者月間実行委員会	1 1
(2)	東京都生活協同組合連合会	1 3
(3)	西都保健生活協同組合	1 3
(4)	社団法人日本劇団協議会ほか 2 団体	1 6
(5)	武蔵青果株式会社ほか 5 団体	1 8
(6)	社団法人東京都自動車整備振興会ほか 1 1 団体	2 6
(7)	財団法人ファッション産業人材育成機構ほか 4 団体	3 2
(8)	東京都商店街振興組合連合会ほか 5 団体	3 5
(9)	町田市ほか 8 市	3 9
(10)	学校法人 1 0 0 団体	4 5
(11)	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	5 9
(12)	社団法人東京都教職員互助会	6 5
(13)	日本赤十字社ほか 1 団体	6 8
(14)	社団法人東京都トラック協会	7 5
(15)	社団法人東京バス協会	7 9
(16)	東京消防庁職員互助組合	8 3
(17)	財団法人東京都交響楽団	8 6
(18)	財団法人東京都体育協会	8 9
(19)	東京都国民健康保険団体連合会	9 4
(20)	社会福祉法人日本点字図書館ほか 5 団体	9 8
第 5	出資団体別監査結果	
(1)	財団法人山谷労働センター	1 0 7
(2)	財団法人東京都心身障害者職能開発センター	1 1 4
(3)	日本自動車ターミナル株式会社	1 2 1
(4)	東京鉄鋼埠頭株式会社	1 2 8
(5)	帝都高速度交通営団	1 3 7
(6)	株式会社ゆりかもめ	1 5 0

(7)	財団法人東京都島しょ振興公社	1 5 7
(8)	財団法人東京都新都市建設公社	1 6 8
(9)	東京食肉市場株式会社	1 8 1
(10)	財団法人東京港埠頭公社(公)	1 8 7
(11)	財団法人東京都医学研究機構	2 1 5
(12)	株式会社東京交通会館	2 2 3
(13)	株式会社東京レポートセンターほか2団体(公)	2 3 1
第6	団体名索引	2 5 2

## 第1 財政援助団体等監査

### (1) 実施根拠等

都が、補助金・交付金等を交付している団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び公の施設の管理を委託している団体に対し、その財政援助等の目的となっている事業について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて監査を実施しました。

### (2) 監査対象団体

都が、平成12年度及び平成13年度に補助金・交付金等を交付している団体及び公の施設の管理を委託している団体は、2,693団体（監査事務局調べ）です。

そのうち、平成14年度には175団体（実施率6.5%）の監査を実施しました。

また、資本金等の4分の1以上を出資している団体は60団体（監査事務局調べ）で、そのうち表1のとおり15団体（実施率25.0%）について監査を実施しました。

（表1）出資団体内訳

出資比率	法人形態			計
	株式会社	財団法人	特殊法人	
25%以上 50%未満	4	2	1	7
50%以上 75%未満	4			4
75%以上 100%未満		1		1
全額出資（100%）		3		3
計	8	6	1	15

### (3) 監査対象範囲

平成12年度及び平成13年度の事業を対象に実施しました。

なお、毎年度実施する団体については、平成13年度の事業を対象としました。

## 第2 監査の観点

監査の主な観点は次のとおりです。

### 1 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体）

#### （1）関係局

- ア 補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。
- イ 補助金等交付の手續及び時期は適切か。

#### （2）団体

- ア 補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。
- ウ 工事の設計、施工及び監督は適正に行われているか。

### 2 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人）

#### （1）関係局

- ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- イ 出資金の支出手続及び時期は適切か。

#### （2）団体

- ア 事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ウ 工事の設計、施工及び監督は適正に行われているか。

### 3 出資団体の区分で監査対象としたもののうち、公の施設の管理を受託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）している財団法人東京港埠頭公社及び株式会社東京テレポートセンターは、次の観点からも見ています。

#### （1）関係局

- ア 公の施設の管理受託に関する指導監督は適切に行われているか。
- イ 委託金の額及び委託時期は適切か。

#### （2）団体

- ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的に行われているか。
- イ 委託金に係る会計経理は適正に行われているか。



### 第3 監査結果の概要

#### 1 監査期間及び指摘件数等一覧

監査を実施した期間は、平成14年4月16日から平成15年5月7日までの間で、指摘及び意見要望の件数については、表2のとおりです。

(表2) 平成14年度財政援助団体等監査指摘及び意見要望の件数

団 体 名	局 関係	団体 関係	共通 関係	計	意見 要望	頁
補助金等交付団体						
東京都消費者月間実行委員会						11
東京都生活協同組合連合会						13
西都保健生活協同組合						13
社団法人日本劇団協議会ほか2団体						16
武蔵青果株式会社ほか5団体	1		1	2		18
社団法人東京都自動車整備振興会ほか11団体			1	1		26
財団法人ファッション産業人材育成機構ほか4団体						32
東京都商店街振興組合連合会ほか5団体						35
町田市ほか8市			1	1		39
学校法人100団体	1	1	4	6		45
社会福祉法人東京都社会福祉協議会		1	1	2		59
社団法人東京都教職員互助会						65
日本赤十字社ほか1団体	1			1		68
社団法人東京都トラック協会						75
社団法人東京バス協会		1		1		79
東京消防庁職員互助組合						83
財団法人東京都交響楽団	1			1		86
財団法人東京都体育協会	2			2		89
東京都国民健康保険団体連合会						94
社会福祉法人日本点字図書館ほか5団体						98
補助金等交付団体計	6	3	8	17	0	
出資団体						
財団法人山谷労働センター						107
財団法人東京都心身障害者職能開発センター						114
日本自動車ターミナル株式会社						121
東京鉄鋼埠頭株式会社						128
帝都高速度交通営団		1		1	1	137
株式会社ゆりかもめ						150
財団法人東京都島しょ振興公社		1		1		157
財団法人東京都新都市建設公社	1			1	1	168
東京食肉市場株式会社						181
財団法人東京港埠頭公社		2		2	2	187
財団法人東京都医学研究機構		1		1		215
株式会社東京交通会館						223
株式会社東京レポートセンターほか2団体		2		2		231
出資団体計	1	7		8	4	
合 計	7	10	8	25	4	

(注) 団体名については第4及び第5に掲載の個別報告書の標題を掲げてある。

## 2 補助金等交付団体の監査結果

補助金等交付団体に付した指摘事項は、表3のとおりです。

(表3) 指摘事項

指 摘 事 項
<b>(1) 補助金の返還を求めたもの【返還を求めた金額 約582万円】(7件)</b>
40人学級編制推進補助に係る補助対象学級数の把握を適正に行なうべきもの(事例掲載) (3学校法人・生活文化局 P.56)
補助金を返還すべきもの(事例掲載) (社団法人東京都自動車整備振興会・産業労働局 P.31)
補助金の返還を求めるべきもの (町田市・福祉局 P.43)
授業料減免補助に係る減免額の算定を適正に行なうべきもの (1学校法人・生活文化局 P.53)
都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行なうべきもの (9学校法人・生活文化局 P.54)
国際化推進補助に係る補助対象生徒の把握を適正に行なうべきもの (1学校法人・生活文化局 P.55)
都民体育大会に係る余剰金額の返還を求めるべきもの (教育庁 P.92)
<b>(2) 補助金交付要綱の見直し等を行なうべきもの(4件)</b>
東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱の規定を明確にすべきもの(事例掲載) (中央卸売市場 P.23)
東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱の見直し等を行なうべきもの (中央卸売市場・武蔵青果株式会社 P.25)
補助金の交付要綱を整備し特定財源の明確化を図るべきもの (教育庁 P.93)
看護婦等養成所運営費補助金の算定に係る収入の取扱いを明確にし、適切な指導を行なうべきもの (健康局 P.71)
<b>(3) 補助金交付審査を適切に行なうべきもの(2件)</b>
補助金の額の確定を適切に行なうべきもの(事例掲載) (教育庁 P.88)
補助金交付を適切に行なうべきもの (生活文化局 P.52)
<b>(4) 会計処理等を適正に行なうべきもの(4件)</b>
非常勤専門相談員に係る報酬の支払を適正に行なうべきもの(事例掲載) (社会福祉法人東京都社会福祉協議会・福祉局 P.64)
人件費の支出を適正に行なうべきもの (2学校法人 P.53)
計算書類の作成を適正に行なうべきもの (社団法人東京バス協会 P.82)
印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行なうべきもの (社会福祉法人東京都社会福祉協議会 P.64)
<b>指 摘 計 ( 1 7 件 )</b>

主な指摘事例は次のとおりです。

( 1 ) 補助金の返還を求めたもの

40人学級編制推進補助に係る補助対象学級数の把握を適正に行なうべきもの

年度当初における学級編制において、1学級当たりの実生徒数が40人以下の場合には特別補助金を交付しているが、3学校法人において、学級生徒数を把握すべき基準日を誤ったことなどにより、40人学級数に誤りが生じ、補助金380万円が過大に交付されている。

( 学校法人 世田谷学園、日本体育会、田村学園 )

( 生活文化局 P.56 )

補助金を返還すべきもの

振興会に対し、自動車整備技術の向上を目的として、運営費補助金を交付し、実績報告書を提出させているが、この報告には補助対象外となる、会員等の事業主に雇用されている従業員以外の者が含まれており、補助金25万3,440円が過大に交付されている。

( 社団法人 東京都自動車整備振興会 )

( 産業労働局 P.31 )

( 2 ) 補助金交付要綱の見直し等を行なうべきもの

東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱の規定を明確にすべきもの  
地方卸売市場の開設者が行なう廃棄物の処理に関し、適正かつ健全な運営に資することを目的に補助金を交付しているが、補助要綱に明確な規定がないため補助対象廃棄物が可燃ごみのみの市場と、発砲スチロールも含めた市場があるなど、適切でない事例が見受けられた。

( 中央卸売市場 P.23 )

( 3 ) 補助金交付審査を適切に行なうべきもの

補助金の額の確定を適切に行なうべきもの

都における音楽芸術の振興と普及を図ることを目的として、財団法人に対して補助金を交付しているが、一部当初に予定されたものとは異なった用途で報告された実績報告書の内容について、十分審査を行わないまま補助条件に適合するとして額の確定を行っている。

( 教育庁 P. 8 8 )

( 4 ) 会計処理を適正に行なうべきもの

非常勤専門相談員に係る報酬の支払を適正に行なうべきもの

社会福祉施設に対する福祉施設経営指導員による指導・援助体制を整備し、もって社会福祉施設の施設運営全般の資質向上に資することを目的として、社会福祉法人に補助金を交付しているが、協議会では、福祉施設経営指導員のうち非常勤専門相談員 3 名に対する報酬支払額算定の基礎が明確になっていない。

( 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 )

( 福祉局 P. 6 4 )

### 3 出資団体の監査結果

出資団体に付した指摘事項及び意見要望事項は、表4のとおりです。

(表4) 指摘事項及び意見要望事項

指 摘 事 項	
<b>(1) 適正な事務手続を行なうべきもの(2件)</b>	
再利用率センター運営管理事業に係る剰余金を速やかに受け入れるべきもの(事例掲載)	(都市計画局 P.176)
委託契約事務を適正に行なうべきもの	(帝都高速度交通営団 P.146)
<b>(2) その他(6件)</b>	
マリーナ事業に係る未収金を回収するとともに、発生の防止に努めるべきもの(事例掲載)	(株式会社東京テレポートセンター P.244)
適正な科目により会計処理を行なうべきもの	(財団法人東京都島しょ振興公社 P.161)
使用料の支払に係る消費税の取扱いを適正に行なうべきもの	(財団法人東京港埠頭公社 P.201)
固定資産に係る会計処理を適正に行なうべきもの(財団法人東京都医学研究機構 P.219)	
公園施設使用料の支払に係る消費税の取扱いを適正に行なうべきもの	(株式会社東京テレポートセンター P.244)
排水樹の積算を慎重に行なうべきもの	(財団法人東京港埠頭公社 P.202)
<b>指 摘 計 ( 8 件 )</b>	
<b>意 見 要 望 事 項</b>	
<b>(1) 工事監理業務の委託について(1件)</b>	
工事監理業務の委託について(事例掲載)	(帝都高速度交通営団 P.144)
<b>(2) その他(3件)</b>	
高圧ケーブルの設計について(事例掲載)	(財団法人東京港埠頭公社 P.201)
計算書類について検討すべきもの	(財団法人東京都新都市建設公社 P.176)
事業の効率的な運営について検討すべきもの(財団法人東京港埠頭公社・港湾局 P.200)	
<b>意 見 計 ( 4 件 )</b>	
<b>合 計 ( 1 2 件 )</b>	

主な指摘事例は次のとおりです。

#### (1) 適正な事務手続を行なうべきもの

再利用率センター運営管理事業に係る剰余金を速やかに受け入れるべきもの局は、再利用率センター運営事業を公社に委託しており、公社が徴収する利用料金は運営管理費の費用とし、この事業から生じた剰余金は都に納付させ

ることとなっているが、平成13年度分7,736万7,195円について、監査日現在、公社に請求していない。

( 都市計画局 P.176 )

(2) その他

マリーナ事業に係る未収金を回収するとともに、発生の防止に努めるべきもの

艇の係留区画利用料は、1年間または3か月毎に前払いすることとなっているが、平成13年度末で未収金8,239万余円が生じており、このうち平成13年度における未収金発生額は6,471万余円と当該年度利用料収入の10.6%と多額なものとなっている。

( 株式会社 東京レポートセンター P.244 )

主な意見要望事例は次のとおりです。

(1) 工事監理業務の委託について

工事監理業務の委託について

営団は、昇降機設置工事の工事管理業務を委託するため安全管理業務を履行できるかどうかを判断基準に、営団業務を熟知しているとして子会社を選定している。

しかし、契約の仕様等において安全管理業務の具体的な内容等が明記されていないことから、具体的な作業内容等の仕様を定め、新規参入を促進するなど、透明性・競争性を確保した契約事務を行なうよう検討されたい。

( 帝都高速度交通営団 P.144 )

(2) その他

高圧ケーブルの設計について

大井埠頭新4バス配電線路工事において、冷凍庫用の高圧変圧器に給電する高圧ケーブルの設計に当たり太さ100mm<sup>2</sup>でも対応が可能なところ、冷凍庫需要が著しく増大した場合に充てるとして150mm<sup>2</sup>で設計、施工しているが、将来の需要予測が十分なされてない。

余裕のある太さを設定する場合には、利用者の冷凍庫に関する将来計画を的確に把握するなど、需要予測について、十分検討されたい。

( 財団法人 東京港埠頭公社 P.201 )